

平成30年度保育園・こども園・幼保一体施設の入園案内（概要）について

1 応募資格

- ・区内在住の0歳児から5歳児（平成24年4月2日から平成30年2月3日生まれ）

2 各園の定員

（1）認可保育園

園 名		0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計
区立	麴町保育園	6	18	18	18	20	20	100
	神田保育園	12	17	20	22	24	25	120
	西神田保育園	12	15	18	18	18	18	99
	四番町保育園	11	14	16	18	19	19	97
私立	アスク二番町保育園	12	16	18	18	18	18	100
	ポピンズナーサリースクール 一番町	9	12	13	14	16	16	80
	ほっぺるランド西神田	9	10	12	13	13	13	70
	グローバルキッズ飯田橋園	18	24	24	24	24	24	138
	あい保育園東神田	9	10	11	11	11	11	63
	クレアナーサリー市ヶ谷	9	12	12	15	15	15	78
	神田淡路町保育園大きなおうち	9	18	18	18	18	18	99
	グローバルキッズ六番町園	6	10	11	11	11	11	60

（2）区立こども園（3～5歳児は長時間のみ）

園 名	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計
いずみこども園	9	12	15	20	20	20	96
ふじみこども園	12	20	23	25	28	28	136

（3）認定こども園（3～5歳児は長時間のみ）

園 名	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計
グローバルキッズ飯田橋こども園	15	17	18	19	19	19	107

（4）幼保一体施設（3～5歳児は長時間のみ）

園 名	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計
千代田幼稚園	—	—	—	10	10	10	30

マミーズエンジェル千代田保育園	10		10	—	—	—	20
昌平幼稚園	—	—	—	10	10	10	30
小学館アカデミー昌平保育園	5	10	10	—	—	—	25

(5) 事業所内保育所（区民枠）

園 名	0 歳児	1 歳児	2 歳児	計
厚生労働省 5 号館保育室	1	2	2	5
アソシエナーサリー霞が関	1	2	2	5

(6) 小規模保育事業

園 名	0 歳児（10 か月～）	1 歳児	2 歳児	計
「あい・ぽーと」小さな家麹町	1	4	5	10

(7) 家庭的保育事業

園 名	0 歳児（10 か月～）	1 歳児	2 歳児	計
あい・ぽーと小さな家飯田橋	5			5
あい・ぽーと小さな家東神田	5			5

※人数等については変更になる場合があります。

※認証保育所・区補助対象保育室・区緊急保育施設の情報については、11月5日（日）の広報千代田に掲載予定です。

3 平成30年度の変更点

別紙1のとおり

4 入園申込書の配布・受付

(1) 配布期間・場所

- ・平成29年11月6日（月）から配布
- ・保育園、こども園、幼保一体施設の各園、各出張所、児童・家庭支援センター、子ども支援課窓口

※千代田区ホームページから、申込書等のダウンロードが可能です。

(2) 申込書の受付期間・場所

①1次申込 平成29年12月1日（金）～平成30年1月22日（月）

（土、日、祝日、年末年始を除く）

ただし、平成29年12月16日（土）と平成30年1月13日（土）は受け付けます

※直接子ども支援課へ持参してください。

②2次申込 平成30年1月23日（火）～平成30年2月28日（水）

5 入園内定発表日

① 1次内定 平成30年2月16日（金）予定

② 2次内定 平成30年3月8日（木）予定

※発表日については、変更の可能性があります。

平成30年度 選考基準の変更点

(1)「保育の実施選考指数及び実施期間」

別紙「表1」のとおり

【見直し内容】

番号1と5については、「月」と「週」の表記を「週」に統一し、番号2の居宅内労働については
 自営の他に就労も追記する。

【見直し理由】

「月」と「週」が混在していると分かりづらいため「週」で表記を統一する。また、居宅内労働
 については、自営だけでなく就労も要件として認めているが、表に記載がなかったため追記する。

(2)「加算調整指数」

別紙「表2」のとおり

【見直し内容】

番号6を新設する。番号8は1歳児クラスからの適用とする。番号7は0歳児クラスでの適用は
 ないものの、分かりやすさのために番号8と同様に「1歳児クラス以降に適用」の文言を入れる。
 番号12と13は就労を条件にする。

【見直し理由】

番号6について、育児・介護休業法の改正による育休期間の延長に伴い、これまでの1年休暇利
 用での1点、1年半休暇利用での2点に加え、2年休暇利用で3点の加点とする。

番号8について、0歳児クラスでは年度途中の入園が難しいため、4月で入園できるかが重要と
 なるが、当該調整指数は4月・5月生まれの一部の児童にのみ4月入園審査段階で+1点が付いて
 しまう設計となっており、またこの点について保護者からの指摘も一定数あったため、当該調整指
 数については1歳児クラスからの適用とする。

番号12と13について、これまで就労は条件にしていなかったため、保育の必要がない児童(育
 児休業中で保護者が保育できるにも関わらず認証や認可外保育施設に預けている等)にも加算して
 いたが、これは本来の趣旨から外れているため、保育の必要がある児童にのみ加算するように就労
 を条件に加える。ただしこの条件は就労要件で申し込みをしている世帯のみで、疾病や介護、その
 他の要件の場合は従来どおりとする。

(3)「同一指数の場合の優先順位」

別紙「同一指数の場合の優先順位」のとおり

【見直し内容】

①から「区内の」および「(33ページに記載のある保育施設)」を削除し、区外保育施設に勤務
 する保育士も対象とする。

(平成29年9月29日付 厚生労働省からの文書「保育士等の子どもの優先入所等に係る取
 扱いについて」を受けての変更)

【見直し内容】

⑥に常時臥床と障害者手帳所持の場合を追記する。

【見直し理由】

表１の番号４、疾病等の要件の中で、同じ１０点でも優先が付くものとそうでないものがあり、公平を期すために変更する。

【表1】保育の実施選考指数及び実施期間

番号	保護者の状況					選考 指数	期 間		
	類 型		細 目						
1	居宅外労働 (居宅外自 営を含む)	就労	週5日以上 の就労	(1)	1日8時間以上の就労を常態	10	保育の実施基準 に該当しなくなる まで		
				(2)	1日6時間以上8時間未満の就労を常態	9			
				(3)	1日4時間以上6時間未満の就労を常態	8			
			週3日以上5日未 満 の就労	(4)	1日8時間以上の就労を常態	9			
				(5)	1日6時間以上8時間未満の就労を常態	8			
				(6)	1日4時間以上6時間未満の就労を常態	7			
			その他	(7)	上記の他、勤務の態様から保育が必要と認められる場合	7			
		就労 内定	週5日以上 の就労	(8)	1日8時間以上の就労内定	9			
				(9)	1日6時間以上8時間未満の就労内定	8			
				(10)	1日4時間以上6時間未満の就労内定	7			
			週3日以上5日未 満 の就労	(11)	1日8時間以上の就労内定	8			
				(12)	1日6時間以上8時間未満の就労内定	7			
				(13)	1日4時間以上6時間未満の就労内定	6			
			その他	(14)	上記の他、勤務の態様から保育が必要と認められる場合	6			
2	居宅内労働	就労 または 自営	週5日 以上 の就労	(1)	1日6時間以上の就労を常態	9			
				(2)	1日4時間以上6時間未満の就労を常態	8			
			週3日 以上 5日未 満 の就労	(3)	1日6時間以上の就労を常態	8			
				(4)	1日4時間以上6時間未満の就労を常態	7			
		内職	(5)	月平均で1日6時間以上の就労を常態	8				
			(6)	月平均で1日4時間以上6時間未満の就労を常態	7				
			その他	(7)	上記の他、就労や自営の態様から保育が必要と認められる場合	7			
3	不存在					(1)	離婚（離婚調停中を含む）・死亡・行方不明・拘禁・未婚・長期単身赴任	10	
4	出産 疾病 負傷 心身障害者	出産		長期入院	(1)	出産前後休養のため保育にあたれない場合	7	5か月以内	
					(2)	1か月以上	10		
		疾病 負傷	居宅内	(3)	精神性・感染性	10	保育の実施基準 に該当しなくなる まで		
				(4)	常時臥床	10			
				(5)	安静（概ね日中4時間以上就床）	8			
				(6)	一般療養	7			
		心身障害者		(7)	身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1・2・3度、 精神障害者保健福祉手帳1・2・3級	10			
				(8)	身体障害者手帳3級、愛の手帳4度	8			
				(9)	身体障害者手帳4級	7			
5	看護 介護	入院・通院等 付き添い		(1)	週5日以上かつ昼間4時間以上の付き添いを常態	10			
				(2)	週3日以上5日未満かつ昼間4時間以上の付き添いを常態	8			
		自宅看護・介護	(3)	重度障害児・者、常時病臥、精神性疾患等で常時看護・介護を常態	9				
			(4)	上記以外の自宅看護・介護を常態	7				
6	災害					(1)	災害等による家屋の損失、その他災害復旧のため保育にあたれない場合	10	復旧期間
7	求職					(1)	生計中心者が失業等で、求職のため日中外出を常態	7	3か月以内
						(2)	上記以外で、求職のため日中外出を常態	6	
8	就学					(1)	学校教育法に定める学校等や職業訓練施設に通学・通所している場合	番号2 の自営 部分を 準用	通学が終了する 月の末日まで
9	特例					(1)	児童相談所長から保育の実施が必要である旨の報告を受けた場合		
						(2)	前各号に掲げるもののほか、明らかに保育が必要と認められる場合		

【表2】 加算調整指数

番号	児童を取り巻く環境等特殊な事情	調整指数	備考
1	ひとり親世帯で他に同居親族がいない場合	+4	世帯に加算
2	ひとり親世帯で同居親族がいる場合	+3	世帯に加算
3	生活保護受給世帯の場合	+3	世帯に加算
4	兄弟姉妹が既に在園している保育所への入園を希望する場合 ※兄弟姉妹が在籍している園の選考時のみ加算 ※区立こども園・幼保一体施設・認定こども園の短時間は対象外	+3	児童に加算
5	兄弟姉妹が既に在園している保育所への転園を希望する場合 ※兄弟姉妹が在籍している園の選考時のみ加算 ※区立こども園・幼保一体施設・認定こども園の短時間は対象外	+4	児童に加算
6	2年以上の産・育休明け予定の場合（2歳児クラス以降に適用） ※7の産・育休明け予定の場合（1年6か月以上休暇利用）の加算と重複しない。 ※8の産・育休明け予定の場合（1年以上休暇利用）の加算と重複しない。 ※12、13の加算と重複しない。	+3	児童に加算
7	1年6か月以上の産・育休明け予定の場合（1歳児クラス以降に適用） ※8の産・育休明け予定の場合（1年以上休暇利用）の加算と重複しない。 ※6の産・育休明け予定の場合（2年以上休暇利用）の加算と重複しない。 ※12、13の加算と重複しない。	+2	児童に加算
8	1年以上の産・育休明け予定の場合（1歳児クラス以降に適用） ※7の産・育休明け予定の場合（1年6か月以上休暇利用）の加算と重複しない。 ※6の産・育休明け予定の場合（2年以上休暇利用）の加算と重複しない。 ※12、13の加算と重複しない。	+1	児童に加算
9	兄弟姉妹が同時に入園を希望する場合	+1	世帯に加算
10	6か月以上待機している場合（1歳児クラス以降に適用） ※10の3か月以上待機している場合の加算と重複しない。	+2	児童に加算
11	3か月以上待機している場合（1歳児クラス以降に適用） ※9の6か月以上待機している場合の加算と重複しない。	+1	児童に加算
12	1日4時間以上かつ週3日以上、月極め契約で認可外保育施設等（認証保育所、区補助対象保育室、区緊急保育施設を除く）に預けている場合 ※就労要件で申し込みの場合は、実際に就労している場合のみ加算。 ※ベビーシッターについては東京都福祉保健局の「認可外保育施設（居宅訪問型保育事業）一覧」にある事業者のみ。 ※6、7、8の産・育休明け予定の場合の加算と重複しない。	+2	児童に加算
13	1日4時間以上かつ週3日以上、月極め契約で認証保育所、区補助対象保育室、区緊急保育施設、地域型保育事業に預けている場合 ※就労要件で申し込みの場合は、実際に就労している場合のみ加算。 ※6、7、8の産・育休明け予定の場合の加算と重複しない。	+1	児童に加算
14	未就学児が3人以上同居している場合	+1	世帯に加算
15	保護者の1人が単身赴任や海外勤務等による不在の場合	+1	世帯に加算
16	保護者が身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1・2・3度、精神障害者保健福祉手帳1・2・3級のいずれかを 持っている場合	+1	世帯に加算
17	居宅内自営で、危険物を扱う業種の場合	+1	該当者に加算
18	65歳未満の同居者の保育ができない状況を証明する書類が提出できない場合	-1	世帯から減算
19	保育料が6か月以上滞納となっている場合	-10	世帯から減算

※備考

- 1 就労時間は、労働契約上の正規の時間（休憩時間を含む）とし、残業は含みません。
- 2 表1中空欄の選考指数は、保育が必要な実態に鑑み、その都度入所調整会議において決定します。
- 3 待機期間の算定は、入所または転所を希望した月から起算します。ただし、入所内定を辞退した場合は、入所予定月の4か月後から起算します。
- 4 お申し込み後、加算調整指数の加算となる環境等特殊な事情（ひとり親、生活保護、未就学児3人以上同居等）に該当となった場合は、事情のわかる書類（戸籍の全部事項証明、保護開始通知、出生届の写し等）の提出が必要です。
- 5 番号12・13の加算について、育児休業中の場合は復職証明書の提出が必要です。

< 同一指数の場合の優先順位 >

- ① 保育施設で週35時間以上勤務する保育士・保育教諭が育児休業から復職する場合、または、新たに当該施設で就労する場合
 - ② 生活保護世帯
 - ③ ひとり親世帯で、離婚等後6か月以内の場合（離婚または死別の事実を戸籍で証明できる場合のみ）
 - ④ 保護者の千代田区における入園希望日までの引き続く合計居住期間が長い世帯
 - ⑤ 父または母が不存在〔離婚（離婚調停中を含む）、死亡、行方不明、拘禁、未婚、長期単身赴任（概ね1年以上）〕、または、長期入院（概ね1年以上）の世帯
 - ⑥ 保護者が精神性・感染性疾患や常時臥床、または、身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1・2・3度、精神障害者保健福祉手帳1・2・3級のいずれかを持っている場合
 - ⑦ 兄弟姉妹が既に在園している保育所への転園を希望する場合
 - ⑧ 兄弟姉妹が既に在園している保育所への入園を希望する場合
 - ⑨ 未就学児が3人以上または双子等の世帯
 - ⑩ 保護者が居宅外就労者（育休中で復職予定者を含み、自営を除く）
 - ⑪ 保護者が居宅外自営の世帯
 - ⑫ 保護者の就労時間が長い世帯
 - ⑬ 保護者が居宅外労働の場合、通勤時間が長い世帯
 - ⑭ 待機期間の長い世帯
 - ⑮ 区民税非課税世帯
- その他、就労実態、児童を取り巻く環境等を比較して優先順位を決定します。

＜平成30年度 出生前児童の新規入園仮申し込みについて＞

産休明け保育は、入園日（4月1日）に生後56日（8週間）が経過しているお子さんが対象です。

4月1日からの保育園入園については、平成30年1月22日（月）までにお申し込みいただいた方を対象に一次選考を実施いたしますが、1月22日以降のご出産予定で、4月1日の入園をご希望の方は「仮申し込み」として、申込書をお預かりいたします（出産予定日が平成29年12月1日以降であれば、仮申し込みの受け付けをいたします）。

※お子さんがお生まれになった後、正式にお申し込みをしていただかないと仮申し込みは無効となりますので、ご注意ください。

1 一次選考の対象となる場合

- （1）平成30年2月3日（土）までに出生した児童
- （2）仮申し込みをしており、平成30年2月9日（金）までに必要書類を添えて、正式申し込みを行った児童

2 一次選考の対象とならない場合

- （1）平成30年2月3日までに生まれたが、仮申し込みをしていない場合
出産予定日が2月4日以降であっても、2月3日までに生まれた場合に4月1日からの入園を希望されるときには、必ず仮申し込みをしてください。
- （2）仮申し込みをし、平成30年2月3日までに生まれたが、正式申し込みをしていない場合
正式申し込みをしなければ、一次選考の対象になりません。必ず正式申し込みをしてください。
- （3）平成30年2月4日以降に生まれた場合
仮申し込みをしていても選考の対象にはなりません。5月以降の入所選考の対象です。入園をご希望される場合は、必ず子ども支援課にご相談ください。
- （4）仮申し込みをし、平成30年2月3日までに生まれたが、平成30年2月9日（金）以降に正式申し込みをした場合
一次選考の対象にはなりませんが、二次選考の対象になります。
- （5）仮申し込みをしたが、正式申し込みをしない場合
必ず、子ども支援課までご連絡ください。

3 仮申し込みの方法

通常の申し込みに必要な書類に加えて、母子健康手帳をご持参のうえ、平成30年1月22日（月）までに子ども支援課に直接お申し込みください。